

令和7年10月28日

職員の処分について

事故発生に伴い、職員の処分を決定しましたので、下記のとおり公表します。

記

1 物品事故（元区長肖像画等滅失）

（1）被処分職員・措置内容

- ① 参事 50代 男性
訓告
- ② 参事 40代 男性
訓告
- ③ 参事 50代 男性
口頭注意

（2）事故の概要

令和6年4月の新庁舎移転前まで、区役所旧第一庁舎3階区長応接室に掲額されていた歴代区長の肖像画及び額縁の計6点について、新庁舎への移転作業時に移転先を指示するラベルを貼付していなかったことから廃棄物品置き場に運搬され、その後廃棄されたと推測されることが令和7年6月に判明した。

（3）処分決定年月日

令和7年10月27日